

## 令和6年度 第1回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和6年6月11日（火） 10時55分～11時30分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員  
公益代表 恒岡 純子 前田 茂樹 三好 正人 安井 広伸  
労働者代表 石田 司郎 片山 智成 佐橋 洋一 廣瀬 純子 前田 良彦  
使用者代表 大西 宏弥 栗須百合香 中村 和仁 松井 寿人 山本 正仁

### 4 議題

- (1) 三重地方最低賃金審議会運営規程について
- (2) 令和6年度における特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明について
- (3) 意向表明のなされた6業種に係る適用労働者数等の通知について
- (4) 令和6年度における三重地方最低賃金審議会審議日程等について
- (5) その他

### 5 開 会

(指導官)

それでは、定刻には少し早いのですが、皆様お集まりいただきましたので、令和6年度第1回三重地方最低賃金審議会を開会させていただきます。

先ず、出席委員の確認についてですが、本日は、15名の委員の内、公益委員の西川委員から欠席のご連絡をいただいております。

従いまして、14名の出席により、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております定足数について、これを満たしており、有効に成立していることをご報告させていただきます。

なお、本日の審議会は、三重地方最低賃金審議会運営規程第6条（会議の公開）により、傍聴申し込みがあり6名の傍聴を認めております。

本日は、今年度第1回の審議会ですので、本来は委員のご紹介となるところですが、第53期最低賃金審議会委員による2年度目でございますので、この場での全委員のご紹介は割愛させていただきます。

今年度新たに就任されました労働者側の石田委員と使用者側の松井委員をご紹介します。

させていただきます。石田委員、松井委員、一言ご挨拶を頂戴いたしたいと思います。

(石田委員)

皆さんおはようございます。

私、古河電工労組の石田と申します。本年度から審議委員ということでならせていただきます。今回の審議会ということで、公労使が十分な論議を果たして、しっかりとした金額にしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

(松井委員)

皆さん初めまして。三重県産業振興協同組合参与の松井でございます。前任者は、別所でございます。別所から替わりまして、私が使用者側代表という形で、委員に就任をさせていただきました。

私も初めてでございますので、公労使、お互いが話し合っって円滑に会議が進むよう微力ではございますが努力をしたいと思いますので、どうぞ皆さんよろしくお願いをいたします。

(指導官)

どうもありがとうございました。

それでは、開会にあたりまして局長からご挨拶を申し上げます。

(局長)

三重労働局長の石田でございます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、令和6年度第1回三重地方最低賃金審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

昨年度に引き続いての第53期となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最低賃金につきましては、政府の経済対策において「公労使の三者の最低賃金審議会では毎年の最低賃金額についてしっかりと議論を行い、その積み重ねによって2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指す。」とされておるところでございます。

三重地方最低賃金審議会での最低賃金決定につきましては、これまでの経緯ですとか、中央最低賃金審議会目安、あるいは労使の主張、経済情勢など、様々な要素がございます。今年度も、決定までには多くの困難が伴うのではないかと考えているところでもございます。

三重地方最低賃金審議会では、こうした政府の基本方針ですとか、中賃の目安を参考にいただきまして、三重県の地域性・経済動向等の実情を踏まえたご審議をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

三重労働局といたしましては、三重地方最低賃金審議会の事務局として、円滑かつ適切に審議が進みますよう最大限努めると共に、改定された最低賃金額について、労使団体、自治体をはじめ広報活動を周知徹底したいと思っております。さらには、的確な監督指導により、その履行確保を図ってまいります。

また、中小企業・小規模事業者様に対し、中小企業庁等関係省庁と連携して、業務改善助成金の活用促進や三重働き方改革推進支援センターを通じた相談支援の利用促進など、一層の支援を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

委員の皆様方には、色々とお負担をお掛けすると思っておりますが、なにとぞ真摯なご議論をよろしくお願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(指導官)

三重労働局では、本年度の人事異動で、労働局長、労働基準部長、賃金室長が新たに就任いたしましたので紹介させていただきます。

石田労働局長につきましては、先ほどご挨拶いただきました。

労働基準部長の宮下でございます。

(部長)

労働基準部長の宮下と申します。本年4月に三重労働局の労働基準部長に着任いたしました。

審議にあたりまして、委員の皆様方には色々ご負担をおかけするかと思っておりますけれども、よろしくお願いしたいというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

(指導官)

賃金室長の久留原でございます。

(室長)

賃金室長の久留原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(指導官)

それではこれより議事に入りますが、議事進行につきましては、運営規程により会長に行っていただくことになっております。安井会長よろしくお願いいたします。

(会長)

委員の皆様には、ご多用の中、本審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、先程ご紹介にありました石田委員松井委員には、新しく委員に入ってくださいました。他のメンバーは、53期2年度目ということで、引き続き前年度と同じ

ような体制で進めさせていただくこととなります。よろしく願いいたします。

経済環境を見てもみると、今年の春闘は、報道では5%を超えるような賃上げがなされたというようなことでありました。また、中小企業においては、まだそこまでは至っていないようなことですが、それでも3%を超える賃上げがなされたということを知っております。

非常にこの賃上げが、社会全体でブームと言いますか、基礎付いている中で、これからの審議になります。この賃上げがあっても、実質賃金は、物価の高騰等もございまして、なかなか上がってきていない。前年を割れているというようなこととなりますけれども、この春闘の結果を受けた来月再来月あたりからは、実質賃金も上回ってくるのではないかと私は思っております。

その中で、消費の拡大、景気浮揚に、政府も今一生懸命になっているところでございます。今月からは、定額減税が始まりまして、個人的には雑用が増えまして、困っているところなんです。給与所得者にとっては、今月の手取りが若干増える。これが、消費等に結びついて更なる日本経済の活性化に繋がれば良いなと思っております。

その中で我々、最低賃金の審議となりますので、先程局長のご挨拶にもありましたけれども、2030年代半ばまでには、1,500円という話も出ております。非常に大きな金額が示されている中での審議となりますので、世間全般としても、関心が深いところじゃなかろうかと思っております。

審議にあたっていただく皆様には、非常にご苦勞をおかけすることとなりますけれども、今年度もよろしく願いいたしたいと思っております。

では、只今より、令和6年度第1回三重地方最低賃金審議会を開催いたします。  
お手元にあります事項書に沿って進めてまいります。

## 6 議事

### (1) 三重地方最低賃金審議会運営規程について

(会 長)

それでは、議事(1)の「三重地方最低賃金審議会運営規程」について、事務局から説明をお願いします。

(室 長)

それでは私からご説明させていただきます。

まず、「三重地方最低賃金審議会運営規程」についてですが、資料2に入れさせて

いただいております。

資料2をご覧ください。

最低賃金審議会の運営につきましては、最低賃金法及び最低賃金審議会令等に定められているところですが、これらの法令に定められているもの以外に、運営上必要とされる事項を「三重地方最低賃金審議会規程」で定めているところです。

「三重地方最低賃金審議会規程」は、昨年度と同様であることから、この場でご審議いただくものではありませんが、本年度初めての審議会であり、新規の委員様もお見えになりますので、改めて簡単に説明させていただきます。

第2条は「審議会の会議の招集」を、第3条は「小委員会」について規定しています。

第4条は「委員の会議への欠席の場合の取り扱い」を、第5条は「会議は会長が議長となって議事を進めていただく」ということを規定しております。

第6条は「会議の公開・非公開について」を規定し、第7条は「議事録等に係る取り扱い」について規定しています。

第8条は「審議会の議決に係る取り扱い」の規定です。

以上、運営規程についてご説明申し上げます。

(会長)

ありがとうございました。

運営規定につきましては、特に変更点ございませんので、説明のみということにさせていただきます。

- (2) 令和6年度における特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明について
- (3) 意向表明のなされた6業種に係る適用労働者数の通知について

(会長)

それでは、次の議題であります。

議事(2)「特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明」、また、議事(3)「6業種に係る適用労働者数」については、関連事案ですので事務局の方から、一括して説明をお願いします。

(室長)

それではまず、「令和6年度における特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明」についてご報告させていただきます。

まず、申出の意向表明についての取扱いですが、前回、令和6年2月14日に開催

しました第7回の審議会においてご審議の上、決定していただきました資料3「令和6年度における特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等について」により取り扱うこととなります。

意向表明の期日については、1の(2)にありますとおり、令和6年3月21日(木)までとさせていただきます。

資料4をご覧ください。

本年度金額改正審議にかかる意向表明ですが、2024年2月28日付けで、日本労働組合総連合会三重県連合会長から、ガラス・同製品製造業以下5業種について「2024年度「特定（産業別）最低賃金の金額改正」に関する意向表明について」を令和6年2月28日に受け付けています。

続きまして、特定（産業別）最低賃金の決定等の申出についてです。先程、ご覧いただきました資料3にありますとおり、申出までに関係労使当事者間の意思疎通を十分に図っていただき、令和6年7月4日(木)までに三重労働局長宛てに申出していただきたいと思えます。

続いて、業種別の適用労働者数についてです。

資料5をご覧ください。

前回（令和6年2月14日に開催しました第7回）の審議会の資料として添付させていただいております。

産業別最低賃金の適用事業所数及び適用労働者数につきましては、令和3年度経済センサス基礎調査をもとに昨年度の最低賃金に関する基礎調査等を反映させ、本年1月に更新しております。

意向表明のなされた6業種それぞれの事業所数及び労働者数は、

業 種	事 業 所 数	労 働 者 数
ガラス・同製品製造業	29	1,882
電線ケーブル製造業	11	1,604
洋食器等製造業	73	1,752
一般機械器具製造業	490	16,088
電気機械器具製造業	331	26,120
輸送用機械器具製造業	419	33,053

といった状況になっておりますので、再度お示しさせていただきます。

前回の審議会で、委員から一般機械器具製造業の事業所数についてご質問いただ

き、確認すると申しましたが、確認したところ記載の数字が正しいことをご報告いたします。

(会 長)

ありがとうございました。

只今、事務局の方から特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明及び意向表明なされた6業種に係る適用労働者等について説明がございました。

只今の説明につきまして、委員の皆様から、ご意見ご質問等はございませんか。特に無いようでございます。

十分ご存じのことだと思えますけれども、この適用労働者数につきましては、それが、申出を行う場合の定量的要件の分母にあたる員数になるということで、労使それぞれにご承知置き願いたいと思います。

また、例年、第2回本審の中で、特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問をお受けしておりますが、円滑な審議の進行のため、今年度も昨年度と同様に、次回本審にて、労使それぞれのご主張を発言いただくこととしますので、労使代表の方、準備の方よろしく願いいたします。

特定（産業別）最低賃金改正については、労使がイニシアティブをとって、それぞれの業界のために改正決定するものでございます。

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性を有りとする場合には、全会一致が求められますので、その実現を図るのであれば、審議会という俎上に載る前から、しっかりと労使でご協議をいただき、混乱なく議論が進められることを、予め申し上げておきたいと思えます。お願い申し上げます。

#### (4) 令和6年度における三重地方最低賃金審議会審議日程等について

(会 長)

それでは、次に移ります。

議事(4)の「令和6年度における三重地方最低賃金審議会審議日程等」について、事務局の方から説明をお願いします。

(指導官)

はい。それでは私のほうからご説明させていただきます。

三重地方最低賃金審議会審議日程の予定についてですが、第2回本審については、7月16日（火）11時から、津第二地方合同庁舎 地下共用会議室で開催することとしておりますので、ご報告させていただきます。

第2回審議会では、地賃改正諮問と特定最賃改正審議の必要性の諮問をさせていただきたいと思っております。

次に資料6の「令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」をご覧ください。これは、答申日別に最短効力発生予定日を取りまとめた一覧表となっております。

三重地方最低賃金審議会のご審議の結果、慣例として10月1日に地域別最低賃金を発効しています。

今年度も、これまで同様、地域別最低賃金の発効日を10月1日とすることを前提にご説明させていただきます。

官報公示の日数を30日以上とする必要がある関係で、対応日を前倒しにしていくこととなります。

すなわち、官報公示予定日（官報の発効日）の関係で、今回指定日発効となり、発効予定日9月29日（日）の赤枠の欄を見ていただくと、異議申出締切日8月20日（火）、官報持込日が8月21日（水）の午後となりますので、8月21日（水）午前中に異議審を開催することとなります。

また、答申・要旨の公示日8月5日（月）とありますので、8月5日に本審を開催して、会長から局長に答申をしていただくこととなります。この答申を受け、同日中に公示を行います。

中央最低賃金審議会の目安の答申がいつ出されるかにもよりますが、今年度も、中央最低賃金審議会から目安が示されたのち、速やかに審議会に伝達し、また、的確且つ有効な情報・資料等をお示ししてまいりたいと思っております。

10月1日発効を目指す場合は、7月末から8月5日にかけての短い期間中に何度も審議会や専門部会へのご出席をお願いすることになると思っておりますので、ご多忙中、大変恐縮ですが、日程の確保を含め、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、資料6の7枚目になりますが、特定（産業別）最低賃金の場合です。事業場において賃金締切日が20日締めのところが多いため、発効日が1日ですと賃金計算が煩雑になるとのご意見・ご要望があり、審議の結果、令和元年度から12月21日発効となっております。該当箇所には赤枠を入れましたのでご覧ください。

表の見方は地域別最低賃金の場合と同じですので、ここでの説明は割愛させていただきます。

（会長）

ありがとうございました。



只今、事務局の方から説明のありましたように、第2回本審を7月16日の11時からを予定しております。委員の皆様には、日程の調整の方をよろしくお願いいたします。また、それ以降、7月末から8月にかけて本審も何回か、また、専門部会に携わっていただく委員の方には、連日審議をしていただくことになろうかと思えます。ご多忙の中かとは思いますが、日程確保の方をよろしくお願いいたします。

只今の事務局からの説明につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

特に無いようでございますので、次に移ります。

#### (5) その他

(会 長)

その他として事務局の方から何かご報告ございますでしょうか。

(室 長)

はい、3点ございます。1点目は業務改善助成金申請状況、2点目は最低賃金規則第7条の改正に伴う公示方法の変更について、3点目は財務省及び東海財務局発表の地域企業における賃上げ等の動向に係る調査結果でございます。

まず、業務改善助成金について説明いたします。資料8、9をご覧ください。

業務改善助成金は、事業場内の最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上に役立つ設備投資等を行った場合に、その費用の一部を助成するものです。

三重労働局では、令和5年度296件の申請を受理しております。これは、令和4年度の約3倍となっております。

この助成金は、事業場内最低賃金引き上げに向けた重要な支援策と認識しており、実際に事業主の皆様にご利用いただけるよう、引き続き積極的に周知広報を行ってまいります。

次に、最低賃金規則第7条の改正に伴う公示方法の変更について説明いたします。資料10をご覧ください。

今まで諮問後の関係労働者又は使用者の意見聴取に係る公示や、最低賃金審議会の最低賃金の決定等に係る意見の公示は、最低賃金規則第7条により、三重労働局の掲示場に掲示することと定められておりました。また、労働者代表委員や使用者代表委員の推薦公示についても、法律上規定はありませんが、労働局の掲示場に掲示しておりました。

令和3年12月にデジタル臨時行政調査会が策定した「構造改革のためのデジタル

原則」に基づき省令改正され、従来掲示場に掲示していましたがこれら3種類の公示につきましては、令和6年3月31日から三重労働局ホームページへの掲載と三重労働局の掲示場に掲示することの2つの方法で公示することになりました。

三重労働局ホームページにおける公示の掲載箇所は、資料10をご覧ください。

最後に、財務省発表の地域企業における賃上げ等の動向に係る調査結果及び東海財務局発表の最近の経済情勢等の説明でございます。

例年は、特定最低賃金の改正をご審議いただく際に、東海財務局発表の最近の経済情勢をご説明しております。

今回は、三重県最低賃金を本格的にご審議いただく前に資料入手できましたので、配付させていただきました。時間の関係もございまして、本日は、令和6年4月22日東海財務局発表の最近の経済情勢や賃金引き上げの動向について簡単に説明させていただきます。

資料12をご覧ください。パワーポイントの画面の数字で申し上げます。2ページ目、経済情勢の総括判断は、今回、「回復の動きに一服感がみられる」となっています。総括判断の要点としては、「個人消費は持ち直している、生産活動は足踏みの状況にある、雇用情勢は緩やかに改善しているが、企業の人手不足感が強まっている」となっています。

3ページ目、賃金引き上げの動向ですが、2024年度に正社員の賃金引き上げを行う企業は98.6%、ベア（ベースアップ）を行う企業は77.0%で前年度よりも7.4ポイント増加し、産業別で見るとベアを行う企業の割合は、製造業の方が非製造業より高くなっており、規模別で見ると、大企業の8割強がベアを行う一方、中堅・中小企業では5割強にとどまっています。

4ページ目、賃金引き上げ率の動向は、ベア、プラス定期昇給分の年収ベースで5.0%以上と回答した企業の割合が前年度よりも大幅に高く、産業別で見ると5.0%以上と回答した企業の割合は、製造業の方が非製造業より高くなっており、規模別で見ると、大企業の賃金引き上げ率は、中堅・中小企業より高い水準となっています。

また、7ページ目、非正規雇用従業員に対する実施の必要がある取組として「給与等の増加（80.0%）」や「非正規雇用から正規雇用への転換の推進（46.2%）」と回答する企業が多かったです。

2023年度の賃金引き上げによる人材確保への影響については、「ある程度確保できた」、「十分には確保できていない」と回答する企業がともに4割程度となっています。

8 ページ目、人件費の価格転嫁の状況につきましては、「十分には転嫁できていない」または「まったく転嫁できていない」と回答した企業が約5割となっています。

10 ページ目、賃上げ等に対する企業の対応事例として、三重県菰野町にございます企業が紹介されていることを併せて報告いたします。

以上でございます。

(会 長)

ありがとうございました。

ただ今三点ほど事務局から説明いただきました。この件について、何かご意見、ご質問などはございませんでしょうか。

ございませんか。

他のことに関しても、委員の方からご発言があれば承りますけれど、いかがですか。

特によろしいですか。

地域別最低賃金は、例年どおり10月1日発効を目指して本審を、また専門部会も開催していくこととなります。景気の動向や物価高の影響等を見つつ、中央最低賃金審議会から出される目安答申を受け、真摯に議論を行っていただく必要がございます。

また、特定(産業別)最低賃金も同じく、例年通り12月21日発効を前提において、審議を進めたいと思っておるところでございます。

なお、審議に時間を要した場合には、発効日の繰り下げも致し方ないことではございますが、例年どおりの発効日を目指して審議を進めて参りたいと思っておりますので、委員の皆様には、ご理解ご協力をお願いしたいと思っております。

それでは、委員の皆様、また事務局の方も、いよいよ本格的な来月以降、日程になってまいります。先程日程のご案内もございましたけれども、日程の確保もしっかりしていただきまして、円滑な審議にご協力いただき、難しくなるであろう最低賃金審議会を速やかに進めていただきますよう、改めてご理解をお願い申し上げまして、本日の審議を終わらせていただきたいと思っております。

これを持ちまして、令和6年度第1回三重地方最低賃金審議会を終了させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

以上